

独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について（案）

平成26年3月19日

情報セキュリティ対策推進会議

独立行政法人においても政府機関と同様、国の重要な情報に相当する情報が取り扱われているところ、昨今のサイバー攻撃事案において、独立行政法人が標的となっている事例が複数判明している。係る状況にかんがみると、独立行政法人においても、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた対策を講じるべきであり、以下1.～3.の措置を通じてセキュリティ対策の強化を図っていくこととする。

なお、現行の独立行政法人通則法について、行政改革の一環として見直しが見直しが現在進められていることにかんがみ、政府及び立法府における検討審議結果を踏まえた対策としていくことが必要である。よって以下の措置実施については、当該法案の改正に伴い必要となる変更を加味して、6月開催予定の情報セキュリティ政策会議で決定を仰ぐこととする。

1. 独立行政法人の中期目標の一つとして情報セキュリティの位置づけ

独立行政法人の毎年の年度計画に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画の基として、通則法に基づいて各府省庁から所管の独立行政法人に指示される中期目標（又は各府省庁から所管独立行政法人に指示されるその他の目標）にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。

2. 実効性のあるインシデント情報共有体制の構築

被害の拡大防止等の観点から、インシデント情報を各独立行政法人において迅速かつ有効活用するため、所管府省庁を通じた情報連絡体制を構築する。インシデント対応の際には経営判断が求められる場合もあることから、実務者レベルと並行して、所管府省庁管理職、独立行政法人役員レベルにもインシデント情報及び対応状況が周知される体制とする。情報共有体制を通じて、インシデント発覚時のNISCへの情報提供、NISCからの注意喚起の双方向の円滑な情報連絡を図る。

3. 業務実績評価時における情報セキュリティ対策の確認

各独立行政法人は、事業年度ごとに通則法に基づき主務府省庁による業務実績評価を受ける。その際に、主務府省庁は情報セキュリティ対策の実施状況に関しても評価を行い、評価結果を公表する。係る評価結果に関しては、NISCにおいても確認し、必要に応じて主務府省庁に対して助言等を行うものとする。

(参考) 対策のイメージ

}	1. 業務計画の中で情報セキュリティ対策を位置づけ、重点化 政府統一基準群を踏まえた対策を独立行政法人にも適用	}
	2. 連絡体制構築により、迅速な情報連絡・共有 経営管理層も含めた体制による事態対処体制の充実	
	3. 業績評価の際にフォローアップし、対策を着実に推進 対策の実効性確保のための推進力	

(参考) 独立行政法人通則法(現行法)(抄)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。